

「障害者差別解消法」

東北福祉大学教授 阿部 一彦

障害者の権利条約締結のための法制度改革

障害者の権利条約の締結のために、わが国では集中的に障害者法制の改革が行われました。条約に基づいて改正された障害者基本法では障害者の範囲が発達障害者や難病患者などに拡大されたこととともに、障害者の生活を困難にしているのが社会的障壁であることが示されました。社会的障壁とは日常生活や社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、觀念などです。障壁による暮らしづらは個人の問題ではなく、その多くが社会環境によって作り出されることを明確に示したものです。

障害者差別解消法について

障害者の権利を守るための具体的な

- ・業務指導や相談に関し、担当者を定める。
- ・出勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮する。
- ・本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容及び必要な配慮などを説明する。
- ・拡大文字、音声ソフトなどの活用により業務が遂行できるようにする。
- ・業務指示・連絡に際して、筆談やメールなどを利用する。
- ・本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていく。
- ・仕事内容などをメモにする、一つずつ業務指示を行う、写真や図を多用して作業手順を示すなどの対応を行う。
- ・感覚過敏を緩和するため、サンブラスの着用や耳栓の使用を認めるなどの対応を行う。

新たに構造物などを整備するときには、合理的配慮を的確に行うための環境の整備が実施できます。例えば「施設内の段差を解消すること」、「スロープを設置すること」や「車いすで利用しやすい高さにかウンターを改善すること」などです。

な対応として、障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法が4月に施行されます。障害者差別解消法が対象とするのは日常生活及び社会生活全般です。一方、障害者雇用促進法は障害者雇用分野を対象とします。障害者差別解消法の目的は、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することです。国や地方の行政機関及び民間事業者による「障害を理由とする差別」が禁止されます。個人事業者や特定非営利活動法人も対象となります。「障害を理由とする差別」とは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。具体的には「障害を理由に、窓口対応を拒否し、又は対応の順序

車いす使用者がJR線などを利用するときには予め乗降駅の駅員に依頼して携帯スロープを用いて乗降します。これも合理的配慮ですが、途中で変更して別な駅で降りることはできません。しかし、昨年12月に開業した仙台市営地下鉄東西線では列車とホームの間に段差や隙間がほとんどないので自由に乗降できます。不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前の改善措置としての環境の整備が実施されたのです。



障害者差別解消法に基づき誰もが暮らしやすい社会づくり

東日本大震災後、外見上障害が明らかかな障害者は様々な面で地域の

を後回しにすること」などがあげられます。また、障害のある人から必要な配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために合理的配慮を行うことが求められます。合理的配慮を行わないために障害者の権利が侵害される場合も差別になります。

4月の施行に向け、各府庁では各行政機関を対象とする対応要領と所管する民間事業所を対象とする対応指針が策定されています。「不当な差別的取り扱い」の禁止は行政機関、民間事業者ともに義務化されますが、「合理的配慮の不提供」の禁止については行政機関で義務化されるのに対して、民間事業所では努力義務です。



人々の支援を受けました。一方、外見では障害が分からない障害者は地域とのかかわりもなく、困難な生活を強いられ続けました。さらに、障害の理解不足や偏見のために、様々なトラブルが生じたという報告もあります。障害のために困っていることが明らかかな場合には、地域の人々は適切な配慮をもとに支援するので

法施行を機会に、障害理解を踏まえた社会的障壁を取り除く活動が促進されることを願ってやみません。そこで、仙台市では差別解消のための条例づくりに取り組んでいます。

これらの法等の趣旨は、障害に基づく不当な差別をなくすとともに、過重な負担が生じない限りにおいて個別的に必要な配慮が当たり前に行われるようになることです。厳密な意味で法の対象となるのは行政と民間事業者ですが、営利を求めない団体も対象になりますし、地域にも障害理解を浸透させる必要があります。障害理解とは、障害によって困ることを理解するだけでなく、どのような配慮が求められるかを理解し合理的配慮を実践することです。障害のある人が困っていることを当たり前に伝え、それに対する配慮が当た

合理的配慮の事例

各府庁が対応指針に示している事例の一部を記します。合理的配慮とは障害のある人が必要な配慮を求めた場合に、以下のような配慮を行うことです。

- (1) 日常生活・社会生活全般の合理的配慮事例（障害者差別解消法関連）
 - ・段差がある場合に、車いす使用者にキャスター上げなどの補助をする。携帯スロープを渡すなどする。
 - ・定期的なバスを利用する車いす使用者の利用時間に合わせ、路線を指定してバリアフリー対応の車両を配車する。
 - ・手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行う。
 - ・比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
 - ・パニックなどを起こした際に静かに休憩できる場所を設ける。
- (2) 働く場の合理的配慮事例（障害者雇用促進法関連）

り前に行われる社会は誰もが暮らしやすい地域社会です。また、働く場の合理的配慮は障害者が力を発揮して働くための工夫です。

これらの取り組みを円滑に行うためには、相談や紛争解決のしくみを整備するとともに関係機関のネットワークの協議会が必要です。そして、障害者差別解消法などの意義を多くの人々に知っていただき、障害理解をもとに、多くの皆さんとともに誰もが暮らしやすい地域づくりに取り組ましましょう。

未来につなぐ 技術と信頼

ビル・マンション総合管理

陽光ビルサービス株式会社

仙台市青葉区上杉二丁目3番7号

TEL 022-265-5841

FAX 022-265-5786

<http://www.yokobs.net>

